

「墨田区自転車活用推進計画」について

1 パブリック・コメントの実施概要及び結果

(1) 公表資料

墨田区自転車活用推進計画（案）の本編

(2) 意見募集期間

令和4年12月11日（日）から令和5年1月16日（月）まで

(3) 意見募集の周知及び公表方法

ア 実施の周知

- ・区のお知らせ 令和4年12月11日号
- ・区ホームページ 令和4年12月11日から令和5年1月16日まで

イ 公表資料の閲覧方法

- ・区ホームページ
- ・区民情報コーナー
- ・都市整備部土木管理課窓口

(4) 意見提出方法

郵送、ファックス、電子メール又は窓口持参

(5) 意見提出先

都市整備部土木管理課交通安全担当

(6) 意見募集の結果

意見者数：6名、意見数：9件

(7) パブリック・コメントの意見等の概要と区の考え方

別紙のとおり

2 パブリック・コメント実施後の決定事項について

令和4年4月に電動キックボードに関する事項を定めた道路交通法が改正された。

施行日は公布から2年以内としていたが、令和5年1月19日に警察庁が、令和5年7月1日から施行する旨を発表した。

### 3 墨田区自転車活用推進計画（案）からの主な変更点

当該箇所	変更前	変更後
本編 P44 6 行目	○また、令和 6（2024）年までに改正 道路交通法が施行されることが決定 しており、…	○また、令和 5（2023）年 7 月に改 正道路交通法が施行されることが決 定しており、…
本編 P44 図の表題	図 電動キックボードに関する道路交 通法改正（令和 4（2022）年 4 月公 布）	図 電動キックボードに関する改正道 路交通法（令和 5（2023）年 7 月施 行）
本編 P73 3 行目	・電動キックボード等の…、法改正や具 体的な運用の検討が進められていま す。	・電動キックボード等の…、令和 5 （2023）年 7 月に改正道路交通法 が施行されます。
本編 P73 中段	追記	・東京都では、平成 25（2013）年 7 月から自転車利用者のヘルメット着 用が全年齢を対象として努力義務と なっていますが、令和 5（2023）年 4 月から道路交通法においても全年 齢が努力義務の対象となることか ら、今後も都や警察署と連携しなが らヘルメット着用を周知及び啓発し ます。
本編 P167 ～193 資料 6～9	追記	資料 6 道路交通法（抜粋：自転車、特 定小型原動機付自転車に関する条 文） 資料 7 東京都自転車の安全で適正な 利用の促進に関する条例 資料 8 墨田区自転車の利用秩序及び 自転車駐車場の整備に関する条例 資料 9 墨田区自転車の利用秩序及び 自転車駐車場の整備に関する条例施 行規則

### 4 墨田区自転車活用推進計画の本編及び概要版 別添のとおり

## パブリック・コメントの意見等の概要と区の考え方

	意見等の概要	区の考え方
1	自転車ネットワーク計画の路線選定について、江東区との連続を考慮し、区境の整備優先度を高く設定しているのは評価する。江東区から錦糸町駅につながる路線は、特に早く整備し、自転車通行空間の連続性を確保してほしい。	自転車ネットワーク路線の安全性や自転車の通行状況から、優先順位を考慮して整備していきます。
2	最近話題になっている電動キックボードについて、近隣区の自転車活用推進計画と比べると、本計画では施策まで書かれており、区は意識していると感じたが、区がキックボードの社会実験を行っているのなら、もう少し詳しく取り組みを行うべきである。	国及び警視庁が実施している特例電動キックボードのシェアリング実証実験の区域に指定されていますが、区としては社会実験を行っていません。
	ナンバープレートの無い電動キックボードや、歩道走行をしているシェアリング事業者のキックボードを浅草通りで見かけるが、取締りは警察しかできないのか。 区も積極的にキックボード事業者に指導するべきである。	道路交通法による取締りを区が行うことはできませんが、警察署と協力して、シェアリング事業者の指導や利用者へのルール・マナーの周知・啓発に努めます。
3	押上駅、両国駅、錦糸町駅周辺には、シェアサイクルポートが多くあるのに、東向島六丁目付近にはポートがないので、設置してほしい。	シェアサイクルの利便性向上のため、サイクルポートが少ない地域へのポート設置を、シェアサイクル事業者に促していきます。
4	自転車に乗るときは大人もヘルメットを被ることが義務化されていることをテレビ報道で見た。自転車でヒヤットする経験があり、その後ヘルメットを着用するようになったが、本計画にもヘルメット着用を推奨していくべきである。	自転車安全利用五則として、ヘルメット着用の努力義務の紹介はしていますが、施策としてヘルメット着用は記載していなかったため、追記しました。
	自転車に関する東京都の条例や、改正道路交通法の条文を巻末資料に添付してほしい。	巻末資料に、東京都条例、自転車や電動キックボードに関する改正道路交通法、墨田区条例等を追記しました。

	意見等の概要	区の考え方
5	<p>墨田区は外食等に行く際に、利用できる駐輪場が少ない。両国・錦糸町駅付近はたくさんの自転車が放置され、通行の邪魔になったり駐輪禁止札が貼られているのを見ると不快になる。</p> <p>商業施設利用者のほか誰でも気軽に止められる駐輪場を作るべきです。</p>	<p>両国駅と錦糸町駅には、買物や食事などの短時間でも利用できる自転車駐車を歩道上に設置しています。特に錦糸町駅については、昨年9月と今年1月に無料時間や料金の設定を変更して、短時間の利用者が使いやすいように改善を図りました。</p> <p>今後も商業施設の事業者に、誰もが使いやすい駐輪場の設置を要請するとともに、歩道上に安全に止められる自転車駐車の適地があれば、警察署や沿道関係者と調整して設置を検討します。</p>
6	<p>基本方針3目標⑤「シェアサイクルの利用推進」において、区民にとって移動の選択肢を増やすべく、一定の実績を有する事業者に対してはシェアサイクル事業への参加をさせるべきであり、ポートとして区有地以外の公共空間の利活用も検討すべきである。</p>	<p>シェアサイクル社会実験については、公募要件や終了期間などの制限はありますが、新たな事業者が参加することは可能です。</p> <p>区有地以外の公共空間の利活用については、その公共空間の所有者との調整が必要です。</p>
	<p>改正道路交通法による新モビリティの登場に備え、それらのシェアリング事業の検討など、柔軟な対応が肝要であると考えます。</p>	<p>現時点では、新モビリティのシェアリング事業は検討していませんが、今年7月に施行される改正道路交通法、今後の国や東京都の動向、新モビリティの利用状況などから総合的に判断していきます。</p>